

秦野市地域福祉計画（案）

（平成 28 年度～平成 32 年度）

平成 2 8 年（2016 年）4 月

【 目 次 】

第 1 章 地域福祉計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性質・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 2 章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 人口と世帯の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 将来の人口と世帯構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 社会環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第 3 章 前計画（第 2 期計画）の検証と課題

- 1 前計画での取組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 総括と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3

第 4 章 秦野市の福祉が目指すもの

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7

第 5 章 施策の推進

- 1 地域で自立し、ともに支え助け合うまちづくり
 - (1) 地域福祉の理念の普及・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
 - (2) 地域福祉を担う人材の育成・・・・・・・・・・・・ 3 8
 - (3) 地域福祉活動の充実と支援・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 2 分かりやすく、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり
 - (1) 相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
 - (2) 福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり・・・・ 4 4
 - (3) 福祉ニーズの把握・権利擁護の推進・・・・・・・・ 4 4

3	安全で安心して暮らせるまちづくり	
(1)	要支援者等の把握・支援体制の整備	45
(2)	虐待の予防・防止	46

4	誰もがいきいきと暮らせるまちづくり	
(1)	住民相互の交流の促進	48
(2)	心身の健康維持の促進	48

第6章	計画の推進体制	51
------------	----------------	-----------

第 1 章

地域福祉計画の策定に当たって

地域福祉計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

少子高齢化が進み、社会の様々な方面でその影響が見られるようになりました。

地域社会においては、住民の減少や将来の地域の活力の低下が危惧されるようになり、地域社会を取り巻く環境はこれまでとは大きく変化してきています。

個人や家庭においては、生活様式や価値観が多様化しており、家族の在り方や近隣の住民との関わり方への意識の変化を背景に、核家族化と人間関係の希薄化が進行しています。

こうした社会環境や個人の意識の変化は、家庭が持つ扶養機能や養育機能を弱めるなど、福祉問題の複雑化の一因となっており、高齢者や児童に対する虐待や、社会的な立場が弱い人、自立や日常生活で支援を必要とする人の地域での孤立など、新たな社会問題が発生するようになりました。

本市では、平成19年に地域福祉の方向性や目的を示す総合的な計画として、「秦野市地域福祉計画」を策定しました。

その後、平成24年に計画を改定し、高齢者や子ども、障害のある人やない人など、全ての人とともに支え合い、助け合い、安心して暮らせる社会の実現を目指し、市と自治会、地域の住民や社会福祉協議会、事業者が協働や連携を行うことで地域福祉の向上に向けた様々な取り組みを推進してきました。

秦野市総合計画後期基本計画を見据え、福祉分野の個別計画との連携を図りつつ、社会環境や市民ニーズの新たな変化を捉えながら地域福祉の向上を図るため、平成28年度からの新たな計画を策定しました。

2 計画の性質・位置付け

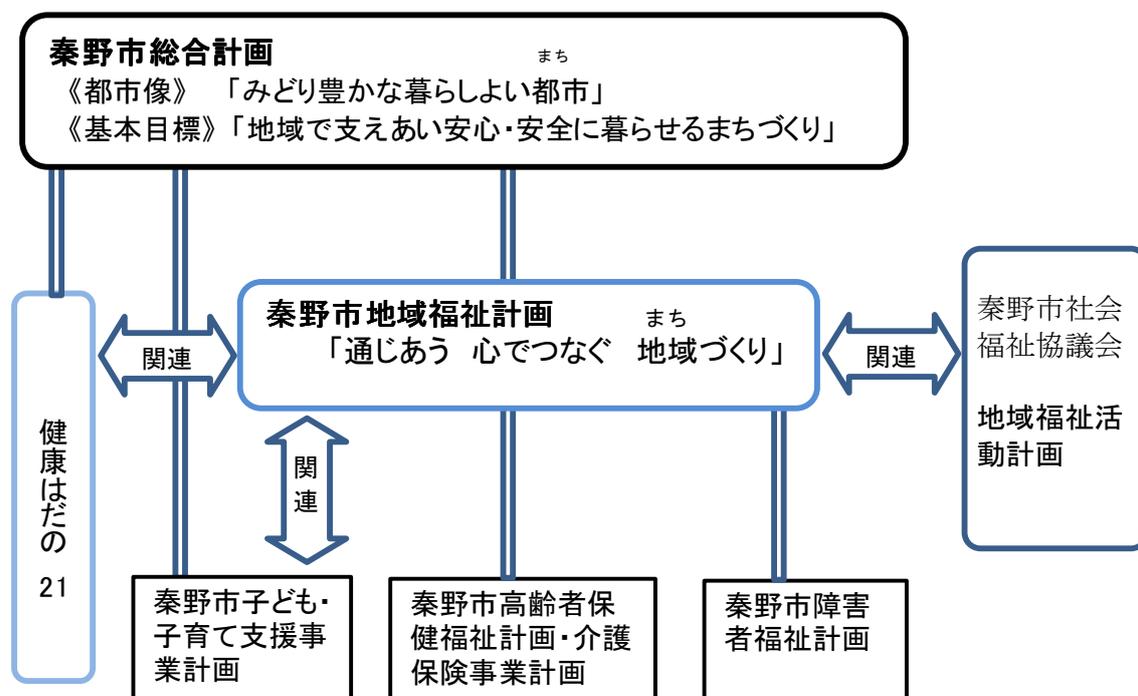
本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられ、本市が今後進めていく地域福祉の方法や目標を総合的に定めるものです。

計画の対象は全ての市民とし、「秦野市総合計画」と整合を図りながら福祉分野の個別計画である「秦野市子ども・子育て支援事業計画」、「秦野市障害者福祉計画」、「秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康はだの21」と連携しその推進を支えるものです。

計画の性質が地域福祉の目指す方向性や基本方針を示すものであるため、具体的な施策はそれぞれ個別計画に位置付けるとともに、地域福祉の向上に当たり、密接な関係にある市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に補完、連携するものに位置付けられます。

計画の推進に当たっては、これらの個別計画と連携しながら、地域で暮らす住民が相互に助け合い、誰もが住み慣れた地域や家庭でいつまでも安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

《計画の位置付け》



3 計画の期間

計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年とし、総合計画後期基本計画（5か年）との整合性を図ります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
秦野市総合計画 《前期基本計画》 《後期 " "》							
			5か年(28年度～32年度)				
秦野市地域福祉計画 《第2期》 《第3期》							
			5か年(28年度～32年度)				
秦野市次世代育成支援 計画(後期計画)							
子ども・子育て支援事業計画			5か年(27年度～31年度)				
秦野市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画							
			3か年(27年度～29年度)				
秦野市障害者福祉計画							
			5か年(27年度～31年度)				
秦野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画							
			5か年(28年度～32年度)				
健康はだの21(第3期)							
		5か年(25年度～29年度)					

第2章

地域福祉を取り巻く状況

地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の推移

(1) 総人口と世帯数

本市の人口は市制を施行した昭和30年（1955年）には約5万人でしたが、昭和50年（1975年）に約10万人となり、平成2年（1990年）には15万人を超えるなど、総人口は増加してきました。

その後も人口の増加は続きましたが、平成22年をピークに総人口は減少に転じています。

世帯数の推移をみると、昭和30年（1955年）には9,143世帯でしたが、昭和60年（1985年）には4万4,699世帯、平成7年（1995年）には5万9,133世帯と増加が続き、平成27年（2015年）には、7万1,741世帯となっています。

(2) 世帯構成と世帯人員

平成22年（2010年）の国勢調査によると、本市の世帯数は、6万9,373世帯で、平成17年（2005年）の国勢調査と比較すると3,766世帯、5.7パーセント増加しています。

そのうち、6歳未満親族のいる世帯数は6,147世帯、18歳未満親族のいる世帯は1万5,395世帯で、平成17年の国勢調査と比較するとそれぞれ3.3パーセントと2.8パーセント減少しています。

一方、65歳以上親族のいる世帯は2万2,761世帯で、28.3パーセント増加しました。

また、単独世帯（1人世帯）は2万3,175世帯で、10.7パーセント増加していますが、そのうち65歳以上の高齢者世帯は4,888世帯で、54.3パーセント増加しています。

1世帯当たりの世帯人員は2.57人から2.45人に減少しており、この傾向が続いています。

平成22年（2010年）の国勢調査結果に住民の移動を加えた推計では、平成27年（2015年）には、1世帯当たりの世帯人員は2.34人となっています。

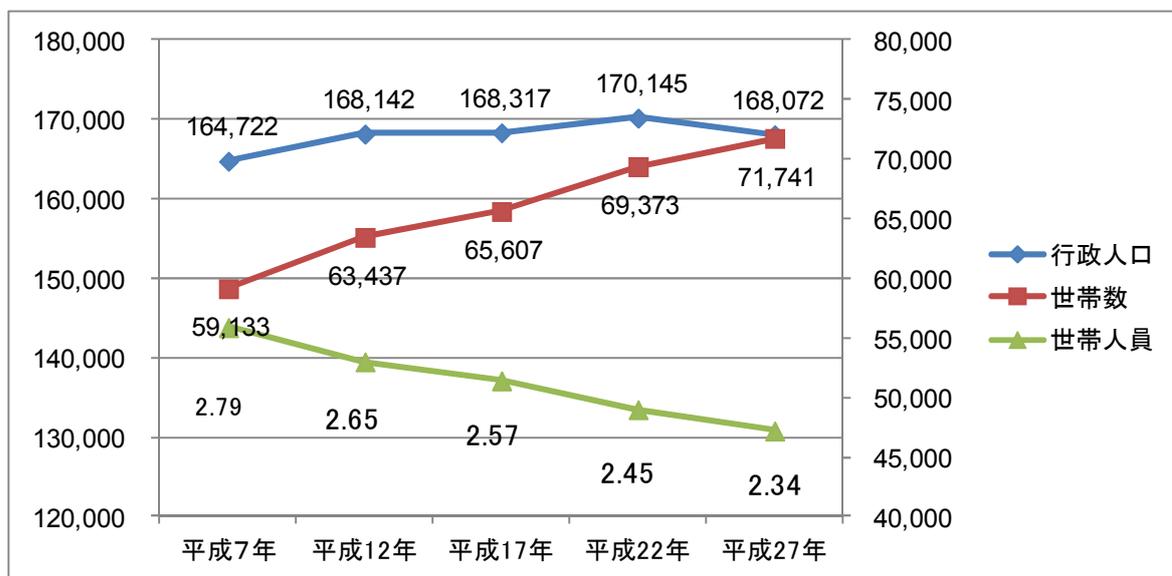
《過去20年間における総人口、世帯数、世帯人員の5年ごとの推移》 単位：人

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総人口 (市全体)	164,722	168,142	168,317	170,145	168,072
世帯数	59,133	63,437	65,607	69,373	71,741
世帯人員	2.79	2.65	2.57	2.45	2.34

※平成22年（2010年）までは国勢調査（総務省）、平成27年度の総人口は平成22年国勢調査結果に住民の移動を加えた推計（9月1日）です。

《総人口・世帯数・世帯人員の推移》

単位：人・世帯



※平成22年（2010年）までは国勢調査（総務省）、平成27年度の総人口は平成22年国勢調査結果に住民の移動を加えた推計（9月1日）です。

(3) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の「年少人口」と15歳から64歳までの「生産年齢人口」は減少しています。

一方で、65歳以上の高齢者を示す「老年人口」は増加し、平成27年は平成12年との比較で2倍を超えるようになり、総人口の4人に1人が高齢者となっています。

《過去20年間における年齢3区分別人口の5年ごとの推移》

単位：人

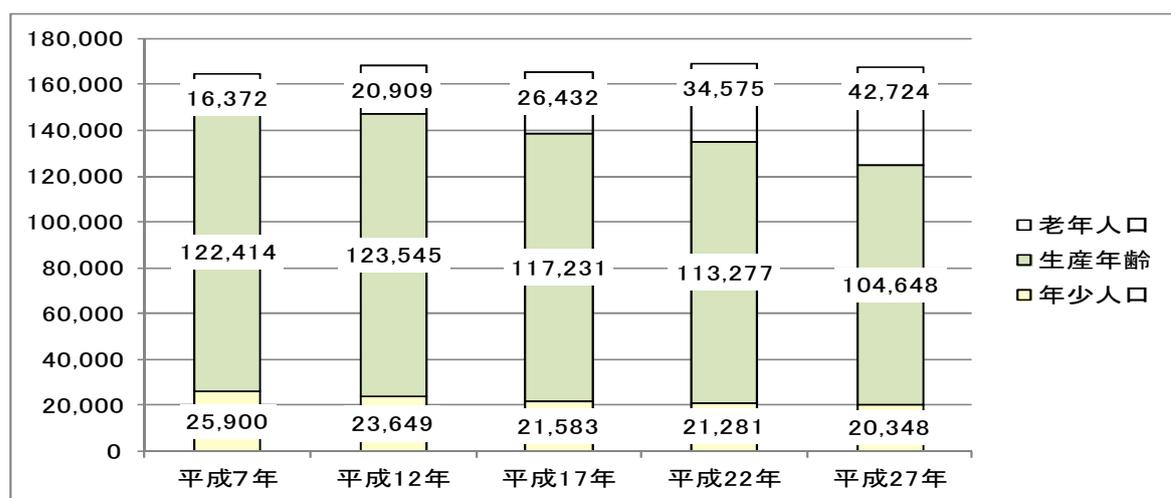
	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
年少人口 (15歳未満)	25,900 15.7%	23,649 14.1%	21,583 12.8%	21,281 12.5%	20,348 12.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	122,414 74.3%	123,545 73.5%	117,231 69.6%	113,277 66.6%	104,648 62.3%
老年人口 (65歳以上)	16,372 9.9%	20,909 12.4%	26,432 15.7%	34,575 20.3%	42,724 25.4%
うち 75歳以上	6,349 3.9%	8,354 5.0%	11,003 6.5%	14,076 8.3%	17,268 10.3%

※平成27年(2015年)の年齢3区分別人口は国勢調査結果に住民の移動を加えた推計(1月1日)です。

※各年とも年齢不詳者を含まないため、各人口の合計値は総人口と一致しません。

《年齢3区分別人口のグラフ》

単位：人



※平成22年までは国勢調査(総務省)、平成27年度は平成22年国勢調査結果に住民の移動を加えた推計(1月1日)

2 将来の人口と世帯構成

(1) 総人口と年齢3区分別人口

国全体で少子化と高齢化が進み、人口の減少傾向が続きます。本市においても15歳未満の「年少人口」と15歳以上64歳までの「生産年齢人口」の減少と、65歳以上の高齢者である「老年人口」の増加が続きます。

このため、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は上昇しつづけ、団塊の世代の全てが75歳以上の「後期高齢者」となる平成37年頃には30パーセントを超えると推計されています。

《将来推計値》		単位：人		
	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	
総人口 (市全体)	166,169	162,803	158,999	
年少人口 (15歳未満)	19,189 11.5%	17,966 11.0%	18,105 11.4%	
生産年齢人口 (15～64歳)	98,857 59.5%	95,361 58.6%	90,615 57.0%	
老年人口 (65歳以上)	48,123 29.0%	49,476 30.4%	50,279 31.6%	
うち 75歳以上	22,657 13.6%	29,704 18.2%	31,293 19.8%	

※秦野市人口ビジョン

(2) 世帯数と構成

核家族化や高齢化による単独世帯の増加が世帯数の増加に大きく影響してきたと考えられます。

核家族化や高齢化の傾向が今後も続くと考えられることや、個人の嗜好や生活スタイルの変化によって単独世帯が減少する可能性も少ないことから、これまで以上に単独世帯が増加していくと予測されます。

3 財政の状況

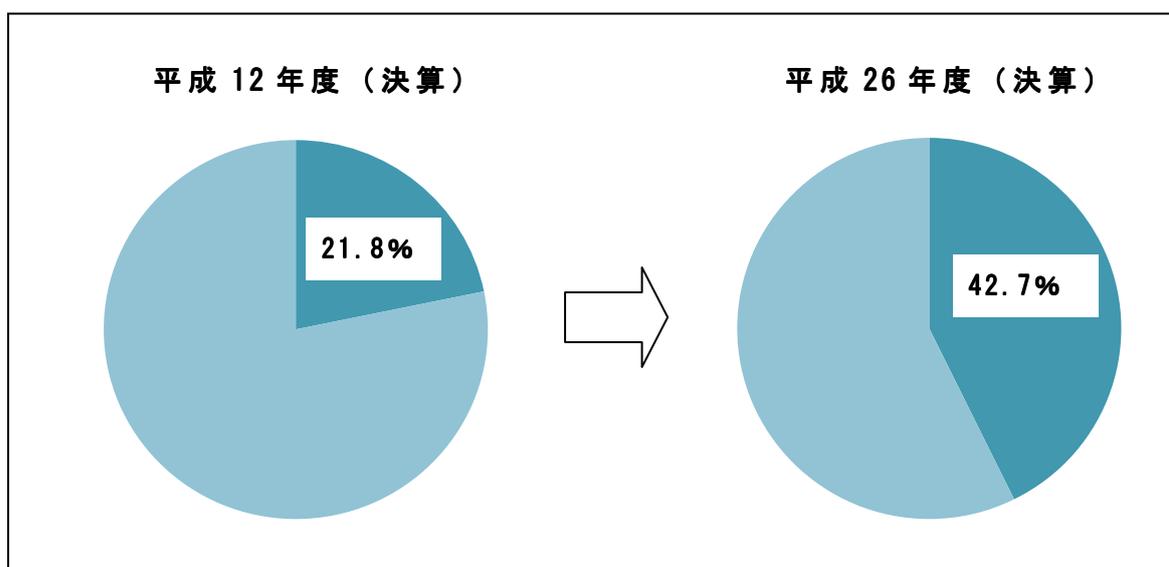
本市の一般会計決算における民生費（高齢者や障害者、児童など福祉のための経費）の割合は、平成12年度には21.8パーセントであったものが、平成22年度は39.9パーセントとなり、約40パーセントに達しました。増加の傾向はその後も続き、平成26年度は42.7パーセント、平成27年度は当初予算で45.0パーセントとなっています。

また、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などの特別会計を含めた福祉関連予算の占める割合は、平成27年度当初予算で水道企業会計を除いた市の予算全体の62.5パーセントとなっています。

増加する民生費の多くの部分は、社会保障制度の一環として、現金、物品を問わず、対象者に対して支給される経費である扶助費が占めています。扶助費は、義務的経費であり、引き下げることは容易ではありません。

将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、増加傾向にある扶助費についても見直しが見直しが迫られており、福祉制度においても受益者負担の考え方を取り入れ、真に必要な人に必要なサービスが提供できるよう引続き対象者の絞り込みと適正な給付が求められています。

《民生費の一般会計に占める割合》



4 社会環境の変化

(1) 少子高齢化の進行

少子高齢化と平均寿命の高さから、人口に占める65歳以上の高齢者の割合が高くなってきています。その一方で、出生率は低く、15歳未満の年少人口が減少しています。

全国では平成25年に国民の4人に1人が高齢者となる年齢構成となり、本市においても平成26年には住民基本台帳人口で同じ状況になりました。

少子高齢化の進行は、医療や介護の分野でこれまでの支え合いのバランスを変えるものとなっていており、社会保障制度全体の在り方にも影響を及ぼし、自治会や地区社会福祉協議会の活動など、地域活動の担い手の減少や、地域の活力や人口の減少につながるものとして、その進行が懸念されています。

(2) 高齢者を取巻く環境

少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度をはじめ国、県、市における様々な仕組みの再構築が進み、地域包括ケアシステムの確立や、地域支援事業の見直しが行われるようになりました。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気で暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、高齢者自身の健康づくりや介護予防への取り組みが求められ、日常生活やその取り組みを支援するボランティアやNPOなど、多様な主体による地域活動や福祉サービスが重要となってきています。

一方、社会の高齢化と核家族化は、世帯構成の変化へとつながり、地域に暮らす高齢者の増加だけでなく、高齢者だけで暮らす世帯の増加をもたらしました。

高齢者の増加と世帯構成の変化により高齢者虐待の防止・早期発見や、一人暮らし高齢者への支援など、新たな課題も生じてきており、地域全体での見守りをはじめとする「支えあい」が重要となってきています。

(3) 障害者を取り巻く環境

平成25年9月に国が策定した「障害者基本計画(第3次)」では、障害のある人が社会の対等な構成員として人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指すこととしており、障害者が地域の一員として、自分の生活スタイルに合わせた自分らしい暮らし方ができるようにすることが重要であるとしています。

県においても、平成26年3月に改訂された「かながわ障害者計画」の基本方針として、一生涯を通じ、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともにいきる社会かながわ」の実現を目指すことを掲げています。

平成25年に制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」では、障害者の範囲と障害者への支援を拡大する規定が盛り込まれるとともに、「障害者雇用促進法」が改正されるなど、障害者が地域で暮らしつづけられることへの理解と協力が重要となってきました。

(4) 子どもや子育てに関する環境

女性の社会進出や共働き世帯の増加、家族構成の変化を背景に保育ニーズが多様化し、子育てしやすい社会の実現が強く求められるようになりました。

一方で、子育てや家庭をめぐる課題や問題が複雑化、深刻化するケースが増加し、適切な養育を受けられない環境におかれる子どもが見られるようになるなど、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化してきています。

全ての子どもの良質な成育環境を保障し、社会全体で子育て家庭を支援することが強く求められるようになり、専門家による相談体制の充実や専門機関によるネットワークの構築とともに、親子の周りにいる人々の気づきや、親子がおかれた環境の理解や対応が必要とされるようになりました。地域での子育て支援や見守りの重要性が以前にも増して重要となってきました。

第 3 章

前計画（第 2 期計画）の検証と課題

前計画(第2期計画)の検証と課題

1 前計画の取組み状況

基本目標：「自立して生きる」「ともに生きる」まちづくり

1 地域福祉の考え方の理解

(1) 福祉意識の啓発、福祉教育の推進

(前計画での取組みの内容)

- 福祉教育の更なる充実を図るため、地域と連携しながら実践的な福祉教育に取り組んでいきます。また、幼小中一貫教育の推進の中で、異年齢間の積極的な交流活動を進め、ふれあいを通して子どもの学びを深める教育を計画、実践していきます。

《主な取組みの結果や実績》

- ・アンケート結果などから地域特性を生かした福祉体験プログラム「出会い・発見・まち探検」の実践による学習の成果や福祉教育サポーターの意識の変化が確認された。
- ・福祉教育実践における社会福祉協議会の役割への理解が進み、福祉教室の依頼が増加傾向にある。
- ・幼小中相互の保育・授業参観や交流、中学校区での研修会の開催が定着してきた。
- ・平成24年度に刊行した小学校5年生から中学校3年生まで使用する社会科資料集で市内の福祉施設などを紹介し、福祉意識の啓発を図った。

(前計画での取組みの内容)

- 市民相互の助け合いや地域に根ざした活動を進めるため、福祉関係者が集まり、情報交換を図り、地域福祉のための催しを開催します。

《主な取組みの結果や実績》

- ・ 社会福祉大会や保健福祉センターフェスティバルにおいて、福祉関係者の活動の情報を来場者や関係者に周知、発信できる機会を設けた。
- ・ 福祉ふれあいまつりが、地区社協の構成団体間の交流や地域住民のふれあいと交流の場となった。
- ・ こどもフェスティバルの開催により、子育て世代間の交流機会の創出が図られるとともに、子育て世代への社協の認知度の向上につながった。

(前計画での取組みの内容)

- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など、様々な人権問題をテーマとした教育、啓発事業を進めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 子ども、障害者、高齢者など様々な個別の人権課題が認識されるようになり、全体的な取り組みが求められている。引き続き多様な人権課題に対し、「秦野市人権施策指針」の精神を反映するよう取り組む。
- ・ 秦野市教育委員会主催の研修会で、1回目は参加体験型学習、2回目は市社会福祉協議会と連携した車椅子・手話体験を行い、3回目は人権教育担当教職員を対象とする秦野市人権擁護委員からの分野別の講話を実施した。

(2) こころのバリアフリーの推進

(前計画での取組みの内容)

- 市民ひとり一人が、障害のある人や障害に対し理解できるよう、啓発、広報活動を進めるとともに、障害のある市民とない市民がともに過ごす機会を数多くつくり、こころのバリアフリーを促進します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・精神障害への正しい理解を図り、障害者の社会復帰や社会参加の促進を図った。

2 地域福祉を担う人材の育成

(1) ボランティアの発掘とボランティア育成の促進

(前計画での取組みの内容)

- ボランティア活動に取り組むきっかけとなるよう、各種講座を開催し、ボランティアの発掘と育成に努めます。

《主な取組みの経過と実績》

- ・ボランティア活動への中学校での評価が変わり、入門講座への参加者は減少傾向にある。平成27年度は「認知症サポーター養成講座」をボランティア入門講座と同日に行い、認知症に対する知識の拡充を図り、ボランティア活動の幅を広げ、更なるボランティアの発掘と育成を行った。
- ・市社会福祉協議会が実施している既存の講座の見直しと再構成を行い、減少傾向にあった受講者数が回復し、受講者の満足度も高くなった。

(前計画での取組みの内容)

- 新たな人材の発掘のため、多様な市民の活動や団体との協働、連携によって、地域福祉を担う人材を多様なものにしていくよう努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ボランティア団体などの組織、人材の育成を図るため市民活動講座などを開催した。

(前計画での取組みの内容)

- 地域で発生した福祉ニーズとボランティアを結びつけ、支援する役割を担っている地区コーディネーターやニーズ対応チーム組織の活動支援のための研修会を開催し、地域の福祉活動の活性化を目指します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・地域からの要請に応じ、全体研修や一部地区への出前方式による研修会を開催した。

(前計画での取組みの内容)

- 中学生や高校生を対象とした、市内の社会福祉施設や保育園でのボランティア体験を、社会福祉協議会等と連携して実施します。

《主な取組みの経過や実績》

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
中学生ボランティア体験学習	44名	38名	36名	17名
高校生ボランティア体験学習	57名	43名	82名	84名

3 協働による地域福祉の充実

(1) 諸団体や市民の福祉活動支援

(前計画での取組みの内容)

- ボランティア活動をはじめとする市民活動に参加しやすい環境をつくるため、はだの市民活動団体連絡協議会や社会福祉協議会と連携し、市民活動促進事業への支援拡充を図り、市民活動のすそ野が広がっていくよう様々な事業を展開します。また、市民活動サポートセンターによる情報提供、相談等の充実を図ります。

《主な取組みの経過や実績》

- ・市民活動団体の積極的な活動の展開と協働事業の更なる活性化を図るため、平成27年度から選定団体を増やすとともに支援額を見直した。
- ・ボランティアセンター登録者（個人）及び団体に向けて、講座・講演会情報やボランティア募集情報などの情報発信を行った。

(前計画での取組みの内容)

- 老人クラブの活動のひとつである、友愛チームによる、寝たきり高齢者宅等の定期的な訪問により、高齢者相互の親睦を図ります。市内全域にわたり友愛訪問活動を促進するとともに、単位老人クラブ、自治会、民生委員・児童委員代表等との交流を図り、高齢者の見守り支援、協力体制を整えていきます。

《主な取組みの経過や実績》

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
友愛チーム数	30 チーム	30 チーム	27 チーム	28 チーム
活動会員数	226 名	226 名	201 名	226 名
高齢者訪問対象	355 人	328 人	275 人	※302 人
施設訪問の回数	95 回	93 回	---	---

※平成 27 年度の計画値

(前計画での取組みの内容)

- 介護保険の要介護認定を受けていない方で家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、ボランティアが主体となって趣味活動や会食などを行ういきがい型デイサービス及びミニデイサービスを実施していますが、高齢者の孤立を防ぐためにも、これらの活動がより活発となるよう支援していきます。さらに、より身近な場所で高齢者が集うことができるよう、地域の状況を見極めながら憩いの場を確保していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・近所付き合いや友達が少なく、家に閉じこもりがちな自立高齢者を対象に、健康でいきいきとした生活を送るためのデイサービスを実施した。

(前計画での取組みの内容)

- 各地域で趣向を凝らした敬老会が開催されていますが、今後もよりよい敬老会となるよう、また、参加率の向上につながるよう支援していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・敬老意識の高揚及び敬老事業の促進に努めるとともに、各地において高齢者福祉についての関心と理解を深めた。

(前計画での取組みの内容)

- シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者の豊かな経験、能力を活かし自らの健康と生きがいを高めるために、会員に臨時的かつ短期的な就業機会の提供、就業に必要な知識、技術に関する講習会等を行っていますが、サービスを提供する側及びされる側双方について、より多くの方々の要望に応えられるよう努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 自主財源の確保や人件費の抑制など自主自立を目指した改善を求めながら、シルバー人材センターの運営費及び事業費の一部を助成した。

(前計画での取組みの内容)

- 地域の子育て支援グループに対して、専門的な助言を通じた支援を行うとともに、グループ参加や仲間づくりの意義の重要性の啓発強化、情報提供の充実によって、育児不安や親の孤立を予防する取組みを進めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 地域の就学前の児童の保護者たちが、グループで保育を行う活動に対し、保育園による指導などの援助を行った。

(前計画での取組みの内容)

- 仕事と育児を両立し、安心して働くことができるよう、地域の人たちが互いに助け合いながら子育てをしていくことができる環境の整備に努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・子育ての援助を受けたい人（依頼会員）の依頼に、子育ての援助をしたい人（支援会員）が協力し、お互いに助け合う事業を推進した。

(前計画での取組みの内容)

- 親や子ども同士が自然にふれあうことのできる場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境を築くことで、子育て不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てる事業を推進します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・平成25年に「ぼけっと21保健福祉センター」、平成27年に「ぼけっと21にし」を新たに開設し、全体で6か所となった。

(前計画での取組みの内容)

- 学校と地域の連携により、「異年齢交流」、「異世代交流」を積極的に取り入れ、子どもたちの社会性や道徳性を育むとともに、子どもたちの健全な成長を地域全体で支援することについて協議、実践していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・各中学校区で開催される協議や地区ごとの行事を通し、中学校区の中でのつながりが密になったことで、子ども・おとなの顔の見える関係性が築けた。

(前計画での取組みの内容)

- 様々なニーズを有する在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の生活を支援するため、ニーズを的確に把握し、福祉、保健、医療サービス等の地域資源を活用するとともに、事業所職員のスキルアップを図るため、研修会を開催するなどの確かなケアマネジメントが実現できるよう努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・障害者のケアマネジメント体制の整備を実施し、セルフプランを含めたサービス利用計画の割合が100パーセント近くに達した。

基本目標：「分かりやすい」「利用しやすい」サービス利用の仕組みづくり

1 相談体制の充実

(1) 各種相談窓口の充実

(前計画での取組みの内容)

- 相談業務の周知に努め、気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、関係機関の十分な連携により、一般的な相談から専門的な相談にいたるまで、相談機能の充実を図り、その内容をサービス向上に結びつける仕組みの構築を進めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・地域ケア会議を開催し、多職種の見点による多様な課題の抽出や、地域コミュニティの構築など、有機的な連携体制づくりを推進した。

(前計画での取組みの内容)

- 地域住民の身近な相談窓口、情報提供者である民生委員・児童委員が専門的な観点をもって地域の福祉活動に関われるよう、研修内容を充実させます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・従来型の研修に加え、民生委員・児童委員の意見を基に、民生委員活動の実態に基づく実践的な研修を実施した。
- ・民生委員児童委員の専門的な観点と知識が地域の福祉活動に影響を与えた事例を踏まえ、より効率的な研修方法を研究した。

(前計画での取組みの内容)

- 少子高齢化の進行や地域の特性を考慮し、高齢者の総合的支援の相談窓口である地域高齢者支援センターの機能強化を図るため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティアなどの関係者との連携を深めるとともに、職員配置及び担当区域の見直しや増設について検討していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 区域間の人口均衡を図り、より地域に根差した支援体制を整えるため、高齢者人口の偏りや地域特性を考慮しながら地域高齢者支援センターを増設した。

(前計画での取組みの内容)

- 障害者の身近な総合相談窓口として開設している「障害福祉なんでも相談室」や市内指定相談支援事業所の充実を図り、はだの障害者ネットワーク会議等を活用し、生活課題の解決のため総合的、横断的な対応に努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 障害者の身近な相談窓口である「障害福祉なんでも相談室」を通じて、障害者の様々な相談や情報提供を行った。

(前計画での取組みの内容)

- 子育て不安や負担を軽減するため、こども家庭相談班※(青少年相談室)の相談事業の充実に努めるとともに、「ぼけっと21」など身近な場所でより気軽に相談できる体制の構築を進めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・年々増加し、複雑化していく児童相談に対応できるように、県の研修機会などを利用し、相談の技量の向上を図った。

※計画策定時の組織名です。

2 福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり

(1) 関係機関の連携とサービスの向上

(前計画での取組みの内容)

- 地域高齢者支援センターが、高齢者の心身の状況や生活の実態などに応じて、介護保険制度をはじめとする公的なサービスやボランティアなどの地域活動を含めた様々な地域資源を有効に活用し、サービスを適切に提供できるよう、関係機関との連携について支援していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・介護サービス事業者、医療機関、自治会、民生委員などの社会・地域資源を活用し、相互に連携したネットワークの構築を図った。

(前計画での取組みの内容)

- 民生委員・児童委員が、地域の要援護者の実態把握に努めることで、要援護者が適切なサービスを受けることができるよう、民生委員・児童委員と自治会、関係機関との連携、情報交換について支援していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・法改正により、対象者の安否確認や避難行動支援に当たる災害時要援護者支援班を、災害時要配慮者支援班に改めた。

(前計画での取組みの内容)

- 市は、ホームページ等を活用して、社会福祉に関する情報や、各サービスの利用方法等に関する情報をわかりやすく提供するとともに、定期的に関係機関との情報交換の場を設けていきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・関連分野ごとに社会福祉に関する情報や、各サービスの利用方法などに関する情報についてホームページなどを利用して提供した。
- ・市ホームページや障害福祉制度ガイドブックを発行し、障害者のための情報提供を実施できた。

3 ニーズの把握・権利擁護の推進

(1) 福祉における権利や人権等の相談体制の確立

(前計画での取組みの内容)

- 「地域高齢者支援センター」、「NPO法人総合福祉サポートセンターはだの」、「秦野あんしんセンター」などが高齢者や障害者などの権利擁護にかかわる様々な専門相談を受ける中で、個々が抱えるニーズを発見し、そのニーズが再び潜在化しないよう、その解決に向けての支援を関係機関などと連携を取りながら実施していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・「NPO法人総合福祉サポートセンターはだの」における障害者の成年後見事業の利用拡大に向けた支援を実施し、また、障害者虐待防止センターを設置し、虐待相談、虐待防止の啓発や研修を実施した。

(前計画での取組みの内容)

- 成年後見制度の啓発、普及に努め、高齢者や障害者が地域において自分らしく生活できるよう権利擁護の視点から、成年後見制度の推進に努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・成年後見制度の普及を図るとともに、相談体制の強化、充実に及び人材の育成や活用などを目的として平成27年に「秦野市成年後見利用支援センター」を開設した。

(2) 権利擁護充実に向けた「市民後見人」への取組み

(前計画での取組みの内容)

- 弁護士、行政書士等による専門職後見人の不足が危惧される中で、第三者後見人の成り手の一つとして、「市民後見人」の必要性が注目されています。「市民後見人」は、地域に住む身近な存在として、判断能力の不十分な人の日常生活の見守りや金銭管理等の業務を行うことで、被後見人となる方の地域での支え合いや交流の機会を広げていく役割が期待できるとされていることから、今後、「市民後見人」の育成、確保に向けた取組みを検討します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・市民後見制度の普及を図るとともに、相談体制の強化、充実を目的として平成27年に「秦野市成年後見利用支援センター」を開設した。

基本目標：「安心して暮らせる」「安全に暮らせる」「健康に暮らせる」まちづくり

1 地域福祉の活動拠点の促進

(1) 市民力・地域力を発揮できる環境づくり

(前計画での取組みの内容)

- いつでも立ち寄れて連絡が取れる場所を確保し、地域で発見された生活課題を解決していくために情報の共有ができる環境づくりを目指していきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 鶴巻地区社協活動拠点「ほっとワークつるまき」の開設と運営の支援を実施した。

(前計画での取組みの内容)

- 地域福祉活動を支援するために、一定の区域ごとにコーディネーター的役割を担う人材の配置について検討します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 平成25年度及び26年度ボランティア活動活性化プロジェクトチーム会議を開催した。
- ・ 平成27年度地域活動コアメンバー発掘講座を開催した。

2 要援護者の把握・支援体制の整備

(1) 災害時における要援護者等の安全の確保と安否確認方法の検討

(前計画での取組みの内容)

- 在宅介護サービス利用者、重度障害者の情報を把握し、要援護者名簿に登載されていない者の安否確認の方法について検討を進めていきます。
- 民生委員・児童委員、自治会等の協力の下、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の要援護者の情報が市に集約されるような体制づくりに取り組みます。
- 災害時要援護者の支援には、地域の共助が重要となります。個々の災害時要援護者の避難支援者を事前に定めておき、安否確認や情報伝達の方法等を検討していく必要があります。

《主な取組みの経過や実績》

- ・平成25年に災害対策基本法で避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、避難行動要支援者名簿を5月と8月に自治会・自主防災会及び民生委員に提供するとともに、支援の方法などを説明し、避難支援対策を図った。

3 虐待の予防・防止

(1) 虐待の未然防止の推進

(前計画での取組みの内容)

- 育児を精神的負担と感じたり、不安となるのは特別なことではありません。親の孤立を防ぎ、親が豊かな人間関係を持てるよう子育て支援のネットワークの充実に努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・子育てサロンの担い手養成のために始めた共育ちサポーター講座開催の結果、参加者に占める育児不安を抱える母親の多さから、講座の趣旨を育児不安解消に変更したこともあり、即効性のある講座とはならなかった。

(前計画での取組みの内容)

- 高齢者虐待の要因の一つとして、認知症による行動障害があげられるため、認知症の発症予防と早期発見の方法について検討し、相談窓口の周知に努めていきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・介護予防教室や出前講座において、認知症予防の普及啓発及び早期発見・早期対応のため、認知症初期集中支援チームによる普及啓発を行った。

(前計画での取組みの内容)

- ハイリスク家庭や虐待の疑いのある事例に対しては、虐待の防止のため早期の対応が必要になります。地域や専門家等の関係者が協働して支援を行うケースカンファレンスを実施するなどきめ細かな対応に努めます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 地域高齢者支援センターをはじめ、関係機関と連携し、地域ケア会議なども活用しながら適切な対応に努めた。
- ・ 関係機関と連携する中で、ケースカンファレンスを行い、適切な支援ができるよう努めた。
- ・ 小学校と中学校で巡回指導相談を行ったが、小学校からの相談件数が多かったため、小学校への派遣を中心とするものに変更した。

4 市民の主体的な健康づくりの推進

(1) 多様な主体による地域づくり活動の促進

(前計画での取組みの内容)

- 健康づくり運動の広がりを目指し、健康づくり推進団体の養成、育成をしていきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 養成講座の修了者の多くが公衛会・食生活改善推進団体へ入会し、地域に根差した活動を展開した。
- ・ さわやかマスター（市民体操普及員）による地域での体操普及が活発に行われた。

(前計画での取組みの内容)

- 各市民団体等の連携と協働を目指し、お互いの活動についての情報交換ができる機会をつくります。
- 健康づくり運動のきっかけになるように、団体に属さない市民でも気軽に参加できる場を企画します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ 秦野市健康増進計画（健康はだの21第3期）を推進していくための食事・運動・こころの健康・生活習慣病予防など、各種健康講座を実施できた。

(2) よりよい生活習慣の確立に向けた普及啓発

(前計画での取組みの内容)

- 市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、本市独自の教材などの作成を工夫し、健康づくりの普及啓発に活用します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・ さわやか体操の普及のための講座（体験型・指導者向け）を毎年実施し、体操の普及や気軽に運動に取り組める環境づくりを行った。市内体操会の会場数、参加者数が年々増加し、体操会が定着してきていることから、地域全体での健康づくり運動の拡大につながった。

5 自殺対策の推進

(1) 自殺対策に関する普及啓発の推進

(前計画での取組みの内容)

- 自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月10日からの1週間）を中心にキャンペーンなどの普及啓発事業を継続して実施し、メッセージの発信を続けます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・自殺予防に関する啓発活動の一環として、相談窓口一覧を作成し、相談窓口の周知を図った。

(前計画での取組みの内容)

- 市民向けに相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、インターネットでの公開や施設での設置など広く周知を図ります。

《主な取組みの経過や実績》

- ・相談窓口一覧と夜間・休日の相談窓口一覧を作成し、相談を受けた者も含め、相談者が適切なところに相談がつながるよう、市内に設置し、周知を図った。

(前計画での取組みの内容)

- いのちを大切にすることを育む教育を実施します。

《主な取組みの経過や実績》

- ・思春期の若者の妊娠や出産、親の気持ちへの理解が向上する機会として、「赤ちゃんふれあい体験」を開催した。
- ・学校ごとに道德教育推進教師を中心に道德教育を推進し、いのちを大切にすることを育む教育を、特に家庭や地域との連携を意識しながら取り組んできた。

(2) 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）の養成

(前計画での取組みの内容)

- ハイリスクの人ができる限り早く必要な支援につながるよう、その人の置かれている状況に応じて、きめ細やかなゲートキーパー機能の充実を図ります。
- ゲートキーパーを通じて、ハイリスクの人が地域の様々な相談機関に的確につながっていけるよう情報提供に努めます。
- 健康推進員等に対して心の健康づくりや自殺予防等に関する研修を行い、身近な地域の気づき、つなぎ、見守りを進めていきます。

《主な取組みの経過や実績》

- ・悩みのある市民と出会う機会がある市職員と市民団体などを対象にゲートキーパー養成研修を実施した。
- ・日々の活動で使える情報をまとめた手帳や相談先窓口一覧を配布し、相談機関に関する情報提供を行った。

2 総括と課題

(1) 「自立して生きる」「ともに生きる」まちづくり

前計画の取組みでは、地域で自立し助けあいながら生活できる社会の実現に向け、地域福祉の考え方の普及、地域福祉活動を担う人材の育成、地域における協働が必要であると捉え、福祉意識の啓発と教育の推進、ボランティアの養成、市民の福祉活動への支援を中心に行いました。

また、地域福祉の考え方の普及に当たり、多くの市民に地域福祉の考え方を理解いただくため、地域や学校の協力を得て「異年齢交流」を行うなど、児童や生徒を対象にした福祉教育を実施するとともに、各種イベントの開催や参加を通じ、幅広い世代を対象に福祉意識の啓発を実施した中で、参加者の年齢層や関心をもつ世代に偏りが見られました。

地域福祉の推進を進める地域福祉活動を担う人材の育成では、ボランティアや地域活動の活性化を目的とした、各種講座の開催や地域で研修会を開催するとともに、地域における協働を進めることを目的とした体験型の学習や、新たな参加者を集う入門講座を開催しました。

また、市民の福祉活動への支援を目的として、専門的な助言を通じた支援や情報提供を行った中で、団体や組織の構成の地域差や、講座や研修会の開催とともに地域間での情報交換の必要性が見られました。

地域全体での「支えあい」の実現に当たり、新たな人材の確保に向けたより幅広い世代を対象とする啓発の強化と、地域活動の活性化に向けた地域活動団体間の交流や連携の強化が引き続き課題となっています。

(2) 「分かりやすい」「利用しやすい」サービス利用の仕組みづくり

福祉サービスの利用が必要なときに、的確なサービスの選択と決定が出来るように、関係機関が連携して的確なサービスを提供

できる仕組みづくりを目指し、各種の相談窓口の充実を図りました。

「地域高齢者支援センター」では地域の高齢者の人口や地域特性を考慮し、新たに2か所を設置し、成年後見制度にかかわる相談体制の強化と充実を目的に「秦野市成年後見利用支援センター」(※1)を開設しています。

また、高齢者や障害者などを対象とするガイドブックを作成し、情報の提供を図るとともに、地域の身近な相談役となっている民生委員・児童委員への情報提供や研修を強化し、地域住民への専門的な相談窓口の充実を図りました。

一方、福祉サービスのニーズや課題の多様化が進み、その移り変わりも速いため、より多様な方法で的確な情報を早く伝える手段や媒体が求められるようになり、専門相談窓口の存在をより多くの人に知っていただくことが必要となっています。

利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりに当たっては、「はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』」などの専門相談窓口の市民への一層の周知、総合相談として機能の充実を図るための専門的な技能や知識を有する人材の育成と確保、多様化する個別課題に対応できるよう関係機関との連携強化が課題となっています。

※1 平成27年10月に秦野市保健福祉センター内に開設しました。

(3) 「安全に暮らせる」「安心して暮らせる」「健康に暮らせる」

まちづくり

誰もが、いきいきと住みやすい地域をつくるため、幅広い面から福祉の推進に当たり、関係機関とのネットワークの構築、必要な情報の共有化を図ることを目指し、地域福祉の活動拠点の確保、災害時における高齢者や障害者の避難支援の体制整備、虐待の予防、市民の主体的な健康づくり、自殺対策を行いました。

地域福祉の活動拠点の整備では、平成24年8月にオープン

した鶴巻地区の「ほっとワークつるまき」の開設を支援しました。

高齢者や障害者の災害時の避難の支援として、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成の義務付けを受け、自主防災組織や民生委員・児童委員などと防災担当部局とで災害時の避難に支援が必要な市民（災害時避難行動要支援者）を対象とする支援体制を整えました。

虐待の防止として、高齢者の虐待の要因となる認知症による行動障害に対し、介護予防教室などで認知症予防の普及啓発や認知症初期集中支援チームによる対応を実施し、また、児童虐待の疑いのある事例に対しては、関係機関と連携してケースカンファレンスを実施するなどの支援を行いました。

市民の主体的な健康づくりとして、健康づくり運動の広がりを目指し、地域の健康づくりを推進する健康推進員・食生活改善推進員の養成講座を開催しました。

自殺対策の推進として、悩みのある市民と出会う機会がある市職員と市民団体などを対象としたゲートキーパー養成研修を開催するとともに、日々の活動で使える情報をまとめた手帳や相談窓口の一覧を市民に配布し、情報提供を行いました。

こうした様々な取組みが十分に機能するには、普段からの地域における住民間の交流が不可欠となっています。

これまでも増して、地域住民の交流が図れる参加しやすい場の提供やその周知、地域の取組みへの理解や住民相互の協力が重要となっており、地域福祉の向上を目指すに当たっての各分野の共通の課題となっています。

第 4 章

秦野市の福祉が目指すもの

秦野市の福祉が目指すもの

1 基本理念

本計画は、秦野市総合計画を上位計画として、都市像「みどり豊かな暮らしよい都市^{まち}」の実現に向けた5つの基本目標の一つである「地域で支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり」の推進を目的とする計画です。

本市には、地域における支え合い、助け合いによるまちづくりが行われてきた土壌がありますが、少子高齢化や核家族化に伴い、家庭、地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民のつながりの希薄化が懸念されており、地域に住む全ての人が相互に助け合い、地域の団体や事業者、市が協働して誰もが住みやすい地域社会を実現することが求められています。

地域住民の心が通じあう、安心して暮らせる、助け合って暮らせる、住みよい秦野づくりを目指すものとして、本計画の基本的な理念を次のように掲げます。

基本理念：「通じあう 心でつなぐ^{まち}地域づくり」

2 基本目標

誰もが住み慣れた地域や家庭でいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会を理想とし、基本理念を実現するための4つの要素を「基本目標」とします。

基本目標1：地域で自立し、ともに支え助け合うまちづくり

基本目標2：分かりやすく、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

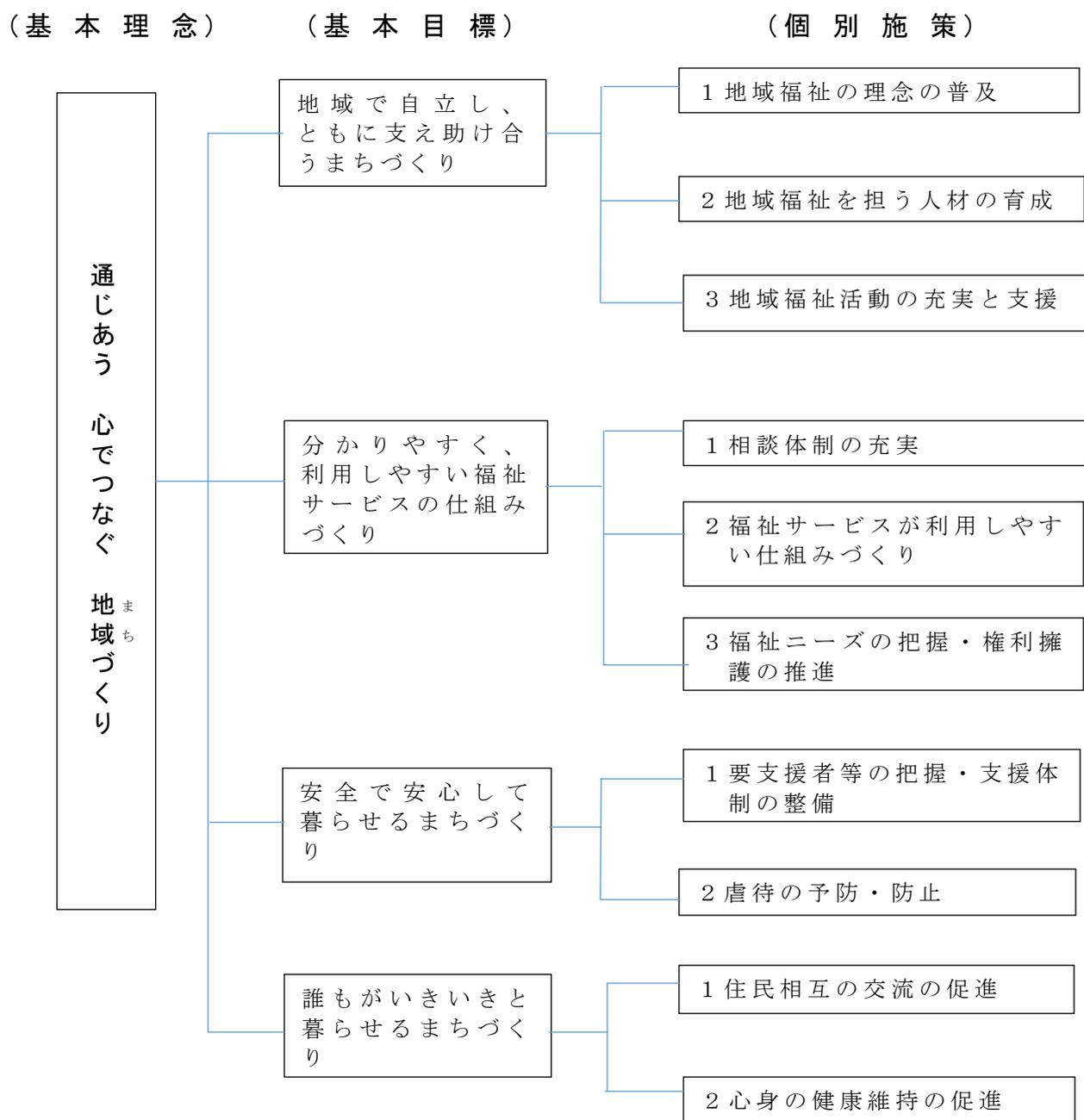
基本目標3：安全で安心して暮らせるまちづくり

基本目標4：誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

3 施策の体系

基本目標を実現するうえで必要となる様々な施策をまとめたものを「取組み」とし、その集合を「個別施策」とします。

基本理念や基本目標、個別施策のそれぞれの関係を整理すると次のとおりです。



第5章

施策の推進

施策の推進

1 地域で自立し、ともに支え助け合うまちづくり

(1) 地域福祉の理念の普及

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を実現するには、地域福祉の理念や考え方が幅広く普及し、市民共通の認識となることが重要です。

このため、主に関係者や地域住民との交流や福祉関連のイベントの開催や参加を通じ、次のことに取り組みます。

ア 福祉に関する意識の啓発と教育の推進

(ア) 地域と連携しながら実践的な福祉教育を行い、福祉教育の更なる充実を図ります。

(イ) 異なる年齢や世代での積極的な交流活動を進め、出会いやふれあいを通じて子ども達が福祉について学習する機会を設けます。

(ウ) 様々な人権課題の存在や解決の意義について、市民への啓発や学生への教育を推進します。

イ こころのバリアフリー化の推進

(ア) 障害者への理解や配慮が市民ひとり一人に広がるよう、広報活動や啓発活動の充実を図ります。

(イ) 市民と障害者がともに過ごす機会を増やし、障害者への理解が深まるように、こころのバリアフリー化を促進します。

(2) 地域福祉を担う人材の育成

地域福祉活動の活性化や拡大には、ボランティア活動をはじめとする地域活動への理解、活動のしやすさにつながる環境が必要

となります。

このため、地域にある潜在的な人材の発掘や様々な技能を持つ人たちの福祉活動への参加促進、活動を支える技能の取得を目的として、次のことに取り組みます。

ア 地域福祉を担う人材の確保と育成

(ア) ボランティア活動への参加者を対象に、知識の習得や知見の向上を目的とする研修会を開催し、子育て世代、障害者、高齢者などを対象とした福祉活動を担う人材の育成と多様化を図ります。

(イ) 地域の住民や市民団体などと連携しながら、多くの市民に地域活動の意義を広め、新たな市民の活動への参加や団体などへの加入を促進します。

(ウ) 多様性を認め合える地域づくりに向け、子どもの頃から福祉教室やボランティア体験学習を通じて福祉への理解を深める取組みを進めます。

(エ) 「元気高齢者」を最大の人材資源として、自らの健康づくりと同時に地域の高齢者の支援も行う「いきいき健康サポーター」を養成し、人材育成を推進します。

(3) 地域福祉活動の充実と支援

地域で活動する様々な団体、事業者、個人のそれぞれが連携し、情報などを共有することで、福祉課題の解決につながっていきます。福祉の分野別に進められている連携を基本としながら、分野を超えた地域内での連携を促進するため、次のことに取り組みます。

ア 地域活動の強化

- (ア) 社会福祉協議会やはだの市民活動団体連絡協議会と連携して、市民にとって活動に参加しやすい環境を創り、ボランティア活動や市民活動の拡大を図ります。
- (イ) 社会福祉協議会や市民活動サポートセンターによる情報提供や相談などを充実し、ボランティア活動や市民活動への支援を強化します。
- (ウ) 老人クラブの地域に根差した活動が適正に続けられるよう必要な支援を行います。
- (エ) 高齢者の生きがいづくりや介護予防事業の実践につながるよう、元気高齢者への知識や技能の普及と人材育成を行います。
- (オ) 広畑ふれあいプラザや末広ふれあいセンターなど的高齢者向けの公共施設については、高齢者が訪れやすく活動しやすい場となるよう適正な維持管理を行います。
- (カ) 高齢者が能力を活かしながら健康や生きがいを保ち、主体的に社会とのつながりが持てるように、高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。
- (キ) 市民によるシルバー人材センターの利用を促進し、シルバー人材センターの活動を広めることで、高齢者の活動の場の提供とその拡大を図ります。
- (ク) 住民主体の介護予防活動を市内各地に広げるため、新しい介護予防活動団体の立ち上げや既存の団体の活動の定着に向けた支援を行います。

(ケ) 在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者及び難病患者の生活を支援するため、ニーズを的確に把握し、福祉、保健、医療サービスなどの地域資源を活用するとともに、事業所職員のスキルアップを目的に開催する研修会などを通じ、質の高いケアマネジメント体制の整備を図ります。

(コ) 子育て中の親の地域社会での孤立の防止や育児不安の解消を目的に、専門家による助言を受けられる機会を設けるとともに、グループへの参加や仲間づくりの意義について啓発を強化します。

(カ) 仕事と育児を両立させながら安心して働くことができるよう、地域の人たちが互いに助け合って子育てができる環境の創出に努めます。

(シ) 子育てへの不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育むため、親と子が他の親子とふれあえる場を提供し、育児に関する情報交換や子育てについて気軽に相談できる環境を創ります。

(ス) 子どもの社会性や道徳性を育むことを目的に「異年齢交流」や「異世代交流」を地域で実施し、地域全体で子どもの健全な成長を支援する環境を創ります。

イ 地域活動拠点への支援と設置の促進

地域で活動する住民やボランティア、自治会や民生委員・児童委員などの地域の団体の状況を踏まえながら、活動拠点の効率的な整備と運営への支援を行います。

2 分かりやすく、利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

地域福祉の推進の中核を担う市社会福祉協議会では、多様な相談に応じるため、様々な専門窓口を設け無料相談を実施し、地域高齢者支援センターでは、保健、医療、福祉などの関係機関と連携した総合的な支援を行っています。

また、民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として援助を必要とする方に生活相談や助言を行いながら、福祉サービスの情報を提供するなど身近な相談窓口となっています。

個人や家族が抱える福祉問題の早期解決に向け、相談体制の充実を図り、次のことに取り組みます。

ア 気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、成年後見や生活困窮などの総合的な相談を行う「はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』(※1)」を中心に関係機関との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。

※1 平成 27 年 10 月に秦野市保健福祉センター内に開設しました。

イ 高齢者などに対し、よりきめ細やかなサービスを展開できるよう、地域高齢者支援センターの機能を強化(※2)します。

※2 地域高齢者支援センターの機能強化として、地域ケア会議の開催、基幹型支援センターの設置検討、秦野市高齢者ケア会議の設置を進めることです。

ウ 医療関係機関や介護関係機関などで組織する協議会を設置し、医療と介護の両方の観点から相談が受けられる「地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口」の設置を検討します。

エ 民生委員・児童委員が地域の団体と連携しながら専門的な知識や視点を活かして福祉活動に関われるよう、民生委員・児童委員としての資質の向上と活動の意義の周知を図ります。

オ 障害者の生活課題の解決に向け、「障害福祉なんでも相談室」と市内指定相談支援事業所や地域高齢者支援センターとの連携を強くし、総合的で横断的な対応を図ります。

カ 子育てに関する不安や負担の軽減を目的に、相談体制や指導などの機能の充実を図るとともに、市内の幼稚園・こども園・保育園などの身近な場所で親子のコミュニケーションに着目したしつけの方法などを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

キ 生活困窮者の自立の促進を図るため、自立相談支援機関による相談事業を実施し、生活困窮者本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援に努めます。

ク 医療・保健・福祉が一体となって実働する「秦野市三師会」（※3）などとの連携を緊密にし、介護と医療が一体となって取り組む体制を構築します。

※3 医師会、歯科医師会、薬剤師会を指します。

ケ 社会福祉協議会やボランティア団体、民生委員・児童委員などの多様な関係者の定期的な情報共有や連携・協働による取組みを推進するための「協議体」（※4）を設置し、高齢者のニーズや不足するサービスなどについて協議します。

※4 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援などのサービスの提供主体が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークを指します。

コ 高齢者の生活支援や介護予防サービスなどを調整し一体的にまとめる「生活支援コーディネーター」を選出し、協議体と連携しながら、生活支援の担い手の育成や新しいサービスの開発について検討します。

(2) 福祉サービスが利用しやすい仕組みづくり

福祉サービスは専門的で多岐にわたるため、サービスの選択がしやすいようにわかりやすい情報の提供が求められます。

また、地域の福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりや連携を進め、多様な福祉ニーズに応えるため、次のことに取り組みます。

ア 福祉サービスの連携の強化

- (ア) 地域包括ケアの推進に向けたネットワーク強化のため、地域高齢者支援センターが「地域ケア会議」を開催し、自治会、民生委員・児童委員、医療関係者などと密接な連携がとれる体制を整えます。

- (イ) 市では必要に応じて「秦野市高齢者ケア会議」(※5)を設置し、医療と介護が一体となった施策(在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進)の展開を図ります。

※5 地域ケア会議の結果、地域における課題などについて、複数の職種の視点から支援や解決の方法を検討する必要がある場合に市が開催する会議です。

- (ウ) 地域福祉に関する情報や、各種サービスの利用方法に関する情報についてホームページなどを活用し、よりわかりやすい情報提供を図ります。

(3) 福祉ニーズの把握・権利擁護の推進

地域やそこに住む人々がどのような福祉サービスを求めているのかを把握し、その情報を地域活動やサービスを提供する団体や事業者に的確に伝えることは、福祉サービスの充実につながります。

また、認知症や障害などによって、判断能力が十分でない方に対し、財産管理や様々な福祉サービスを受ける契約などの際に、権利を守り、生活を支援する後見制度などをより利用しや

すいものとすることが求められていることから、次のことに取り組みます。

ア ニーズの把握や権利擁護への支援

(ア) 権利擁護や成年後見に関する専門相談窓口の周知や情報提供を強化し、問題の解決や制度利用者の支援を図ります。

(イ) 多様化する個別課題に対応しながら関係機関との連携を強化し、後見対象者が安心して生活することができる体制づくりを進めます。

(ウ) 高齢者や障害者の権利擁護の推進に向け、市社会福祉協議会や地域高齢者支援センターなどの関係機関と連携しながら成年後見制度の普及と利用を促進します。

(エ) 市社会福祉協議会と連携しながら「秦野市成年後見利用支援センター」の機能を強化し、後見のできる人材の育成を図ります。

(オ) 高齢者や障害のある人が適正な意思決定が行えるよう、日常生活自立支援事業の充実を図ります。

(カ) 地域ケア会議を通じ地域の問題や課題を把握し、自治会、民生委員・児童委員、医療関係者が相互に協力しながら適切な支援が行える体制づくりを進めます。

3 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 要支援者等の把握・支援体制の整備

地域の高齢化が進んだことで、災害時の避難に支援を必要とする住民が増加してきています。自助、共助の取組みを基本に自力での避難が困難な人に対する支援を強化するため、次のこ

とに取り組みます。

ア ひとり暮らし高齢者などの情報と避難行動要支援者の情報について、地域で効率よく共有できる体制を研究し、その構築を図ります。

イ 避難行動要支援者の安否確認や情報伝達の方法などについて、自治会・自主防災会、民生委員・児童委員などの支援者と協力しながら検討し、災害時における地域の対応が円滑に進むようにします。

ウ 災害が発生する前から避難行動要支援者と地域の支援者との信頼関係の構築を促進し、地域における支援体制の強化を図ります。

(2) 虐待の予防・防止

社会的に弱い立場にある人の安全や権利が、家族や身内以外の個人や団体の理解や協力によって維持できることがあります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、虐待の早期発見や虐待につながる原因の解消を図るため、次のことに取り組みます。

ア 児童虐待の防止

(ア) 育児に悩む親の孤立を防ぎ、地域との豊かな人間関係が築けるように、子育て支援ネットワークの充実を図ります。

「乳幼児家庭全戸訪問事業」などを通じて、子育てを始めた早い段階で地域の子育て支援に関する情報提供や養育の相談・助言などを行います。

(イ) 地域や専門家などの関係者が協働してケース検討会を実施するとともに、「乳幼児家庭全戸訪問事業」や「養育支援

訪問事業」、「親支援講座事業」を定期的で開催し、虐待リスクの軽減及び児童虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図ります。

イ 障害者虐待の防止

障害者虐待防止センターなどと連携強化を進め、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応と支援を図ります。

ウ 高齢者虐待の防止

- (ア) 市と地域高齢者支援センター（※6）が連携し、高齢者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応と支援を図ります。

※6 介護保険法第115条の46第1項に規定する「地域包括支援センター」を指します。

- (イ) 認知症サポーター（※7）の養成を推進し、認知症高齢者を地域全体で見守る支援体制の構築を目指します。

※7 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解したうえで、自分ができる範囲で認知症の人や家族を温かく見守り、応援者として活動する人です。

- (ウ) 認知症の早期発見・早期支援を実現するため、認知症地域支援推進員（※8）を配置し、医師会や平塚保健福祉事務所秦野センター、地域高齢者支援センターなどの関係機関との連携強化を図ります。

※8 医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人や家族を支援する相談業務などを地域の実情に応じて行います。

- (エ) 認知症の初期段階で適切な診断や支援へ結びつけるなど、本人・家族への支援を行う認知症初期集中支援チーム（※9）の配置を目指します。

※9 介護や医療の専門家によって構成され、家族や周囲の人からの要請を受けて認知症が疑われる人を訪問し、認知症であるかの評価や適切な介護サービスの案内や生活環境の改善などのアドバイスを行います。

4 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 住民相互の交流の促進

心身ともに健康で暮らしていくためには、人との関わりが重要です。

地域の人々や近所の住民、同じ世代や立場の人が交流することで、個人が抱える悩みの解消や問題発生の予防につながる場合があります。住民の交流を促進するため、次のことに取り組みます。

ア 地域の集いへの支援

(ア) 身近な場所で誰もが集える場の設置やサロン活動などを支援し、個人が地域から孤立することの防止を図ります。

(イ) 地域で開催されているサロンなど、高齢者が集まる場所で認知症の予防効果を期待できる活動の普及啓発を図ります。

(ウ) 地域の中で役割をもって生活できるような居場所や出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境へのアプローチを含めた事業を展開します。

(エ) ひきこもりなどで悩む青少年やその家族の孤立を防ぎ、社会参加に向けた支援を行います。

(2) 心身の健康維持の促進

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らしていくには、自らの健康を意識し実際に行動することが大切です。

一方、生活していく中で、自らの力で問題の解決が困難と感じ、心理的に生きる力を失う場合もあります。

ひとり一人が心身の健康を維持し、地域で長く暮らすことができるように、次のことに取り組みます。

ア 健康づくりの推進

- (ア) 生活機能が低下した高齢者に、運動機能や栄養改善といった心身機能の改善に加え、日常生活での活動を高める目的で、ニーズに合った生活支援の実施や社会参加を促します。
- (イ) 健康づくり推進団体（※10）の積極的な活動を支援し、健康づくり運動を広げます。
 - ※10 運動や食生活の改善に関する普及や啓発を行う市民団体を指します。
- (ウ) 健康づくりに関わる市民団体の情報交換を推進し、団体間の情報の共有と連携強化を図ります。
- (エ) 誰もが気軽に参加できる場を企画し、健康づくり運動を始める機会を設けます。
- (オ) 市民が気軽に健康づくりに取り組めるよう、本市が独自に作成した「さわやか体操」を活用し、健康づくりの普及啓発を行います。

イ 自殺対策の推進

- (ア) 誰もが地域で長く健康に暮らせるよう、自殺対策や自殺予防に関する普及啓発を実施します。
- (イ) より多くの市民に相談窓口を周知し、地域で活動する市民団体などへ自殺予防に関する情報を提供することで、自殺の未然防止を図ります。
- (ウ) 児童や生徒を中心に、いのちを大切にすることを育む教育を実施します。

(エ) 悩みを抱えた人への対応ができるよう、地域で活動する市民団体などを対象に、ゲートキーパー(※11)の養成を推進します。

※11 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること)ができる人のことです。

第6章

計画の推進体制

計画の推進体制

1 市の体制

- (1) 本計画は、高齢者、障害者、子どもといった福祉の分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安心・安全、健康づくりを含めた幅広い分野から福祉をとらえ、地域福祉を推進していく計画です。
- (2) 計画の推進に当たっては、関連部署との連絡、調整を十分に図り、一貫性のある施策の推進に努めます。

2 市社会福祉協議会との連携

- (1) 地域に密着した活動を行い、地域福祉推進の中心的役割を担っている社会福祉協議会との協働と連携は不可欠です。
- (2) 社会福祉協議会では、住みよい地域づくりを行っていくために、具体的な行動目標を定めた地域福祉活動計画を策定しています。
この計画の取組みを促進するため、市社会福祉協議会への支援を進めていきます。

3 市民・地域団体・サービス提供事業者との連携

- (1) 本計画を着実に推進していくに当たっては、地域福祉の担い手としての市民をはじめ、地域の各種団体やサービス提供事業者などの積極的な参加が不可欠です。
- (2) これら市民、各種団体などの参加や活動を促すための支援を行うとともに、相互の情報交換の機会や場を設けることにより、担い手相互の連携、協働を進めていきます。

4 進行管理

本計画をより実効性の高いものにするために、関係部署との連携を強化し、関係者の意見を踏まえながら計画の推進を図ります。

また、計画の実施状況について点検、把握し、進行管理及び評価を行います。